尾花沢市じもと就職応援スタートアップ事業激励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市内の中小企業者、中小企業団体等及び共同団体に就職した新卒者に対し、就職準備に要した費用負担の緩和を図るとともに、地元就職の促進や、本市への定着及び回帰を目指し、尾花沢市じもと就職応援スタートアップ事業激励金（以下「激励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　正社員　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６条）第４条第１項に規定する被保険者で、かつ、雇用期間の定めがない労働契約により雇用され、フルタイム勤務の雇用形態により常勤する者

(2)　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者

(3)　中小企業団体等　中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合並びに商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に規定する商店街振興組合

(4)　共同組合　複数の中小企業者等が継続的な相互扶助を主たる目的として組織する団体で組合以外のもの

（激励金の交付対象者）

第３条　激励金は、次の各号の全てに該当する者に対し交付する。ただし、新規学卒就農者、公務員は除く。

(1)　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条の規定により、採用日から６月経過した日以降において継続して本市の住民基本台帳に登録がある者、かつ生活の本拠を本市に有する者。

(2)　前条第２号から第４号に規定する市内に住所を有する中小企業者、中小企業団体等及び共同団体に就職した者。ただし、次に掲げる事業所等に就職した場合を除く。

　ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第４項に規定する接待飲食店等営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業を行っている事業所

　イ　政治団体又は宗教団体に該当する事業所

　ウ　国、地方公共団体又はその他の公共団体

　エ　自営農業又は農業法人（会社法人を除く）

(3)　正社員として採用され、勤務し、３年以上継続して就労する見込みの者

(4)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校又は専修学校を卒業して3年以内の者

(5)　同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(6)　外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に基づき、日本国に永住権を有している者

（激励金の額）

第４条　激励金の額は２０万円とし、交付については前条に規定する交付対象者１人１回限りとする。

（激励金の交付申請）

第５条　激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾花沢市じもと就職応援スタートアップ事業激励金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　住民票謄本

(2)　雇用契約書又は労働条件通知書の写し若しくは在職証明書

(3)　最終学歴における卒業証明書又は卒業証書の写し

(4)　同意書（別記様式第２号）

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する交付申請の申請期間については、正社員として採用された日から６月経過した日以降、採用日から３年以内とする。

（激励金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、激励金を交付することが適当であると認めるときは、激励金の交付の決定をするものとする。

２　市長は、前項の規定により激励金の交付決定をしたときは、その旨を申請者に尾花沢市じもと就職応援スタートアップ事業激励金交付決定通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

（激励金の交付請求）

第７条　前条の規定により激励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、尾花沢市じもと就職応援スタートアップ事業激励金交付請求書（別記様式第４号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により激励金を交付するものとする。

（激励金の返還）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、交付した激励金の返還を命ずることができる。

(1)　この要綱に違反したとき。

(2)　虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

(3)　市長が特に適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別な事情がある場合は、当該激励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

　（関係書類の保管）

第９条　交付決定者は、整備した書類に関し、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和６年度事業から適用する。